QA30 食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは、どうなっていますか

「出荷制限」は、食品衛生法(法律第 233 号)に基づく基準値を超える食品が地域的な広がりをもって見つかった場合に設定されます。例えば、ある地域で産出されたある食品で基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、その産出地域とその周辺地域のモニタリング検査を重点的に行い、基準値を超える食品が地域的な広がりがあるか判断します。

出荷制限を設定する場合、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長 (内閣総理大臣)から関係知事宛てに指示します。この指示に基づき、関係する都道府県 知事は、その地域からの出荷を差し控えるよう関係事業者などに要請します。

なお、出荷制限を指示された県域・一部地域(市町村・地域ごと等)では、検査結果に かかわらず、その品目の出荷、販売等が制限されます。

「摂取制限」は、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合などに、「出荷制限」に加え、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園で栽培された農産物の摂取についても差し控えることを要請するよう、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係知事宛てに指示するものです。

出荷制限・摂取制限の解除は、国が示す解除の条件を満たし、安全性が確認された上で、 当該都道府県知事からの申請に基づいて行われます。

出典:消費者庁「食品と放射能 Q&A」(第9版)より作成

出典の公開日:2014年11月13日

本資料への収録日:2014年3月31日(第8版による)

改訂日: 2015年3月31日